

第2章 現状と課題

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

2.1 地域特性

(1) 人口等の状況

総人口は、増加傾向で推移しており、平成24（2012）年度から38,278人増加し令和3（2021）年で404,798人となっています。

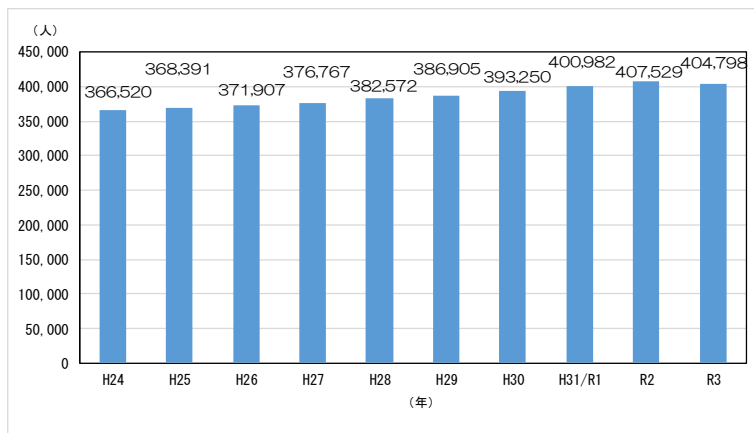


図2-1 人口の推移

世帯数は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年度で237,447世帯となっています。家族人数別にみても平成22（2010）年以降は、全ての家族人数の世帯で増加となっています。特に1人世帯は大幅に伸びています。

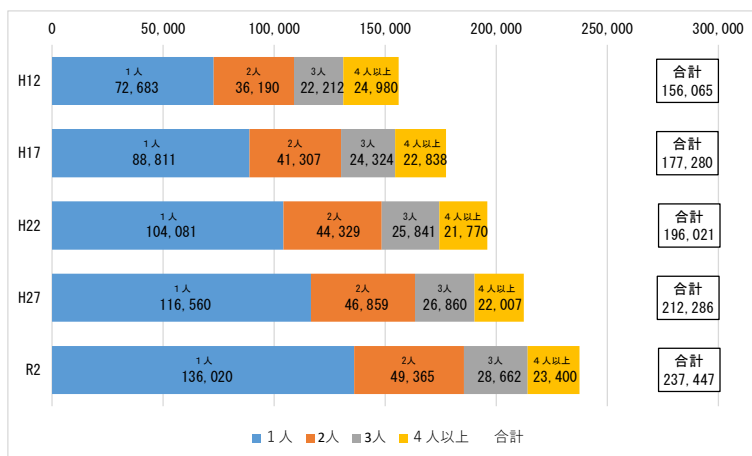


図2-2 世帯数の推移

高齢者人口（65歳以上）は、増加傾向で推移していましたが、令和3（2021）年度は前年度から減少し、81,993人となっています。また、高齢者人口の割合は、概ね横ばいで推移しており平成28（2016）年度の21.10%がピークで令和3（2021）年度は20.26%となっています。

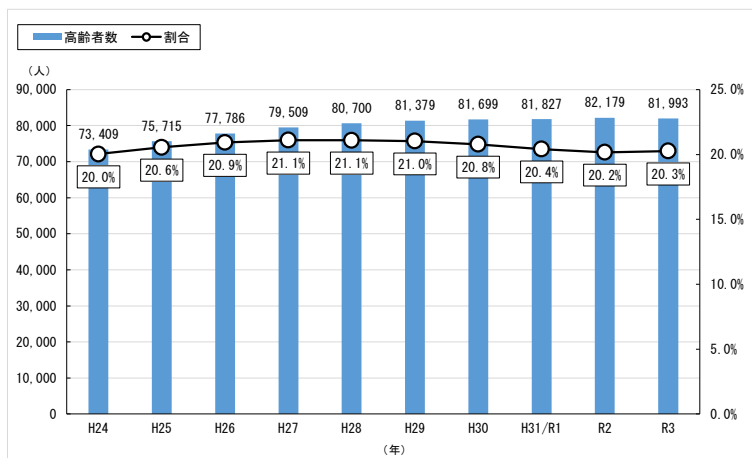


図2-3 高齢者人口の推移

転入人口は、各年において多少の増減はあるものの、増加傾向で推移していました。令和2（2020）年度からは2年連続の減少となり、令和3（2021）年度は30,724人となっています。

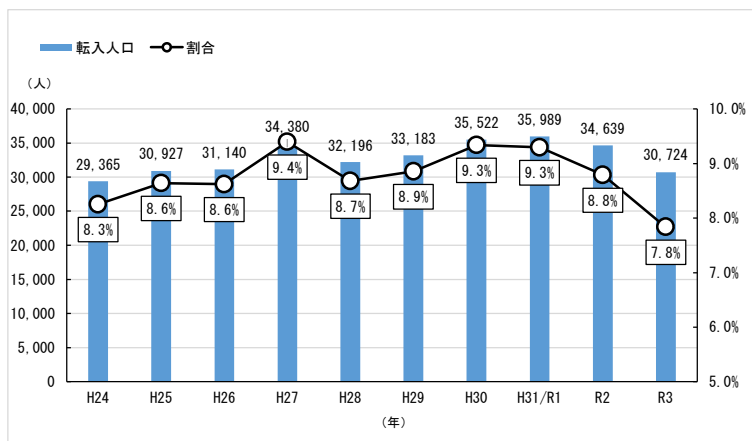


図2-4 転入人口の推移

外国人人口は、増加傾向で推移していましたが、令和元（2019）年度の13,788人をピークに減少し、令和3年度は12,758人となっています。

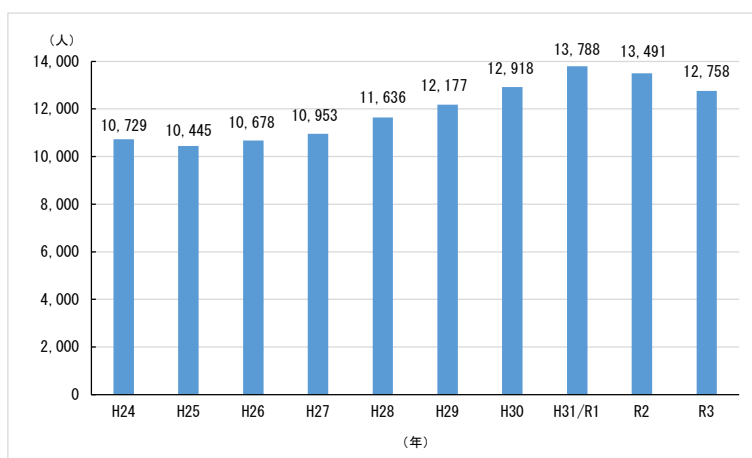


図2-5 外国人人口の推移

（2）住居形態

住居形態は、一戸建ては概ね横ばい傾向で推移しており、令和2（2020）年度で42,473世帯となっています。集合住宅は増加傾向で推移し、令和2（2020）年度は191,029世帯で品川区の世帯の約8割を占めています。

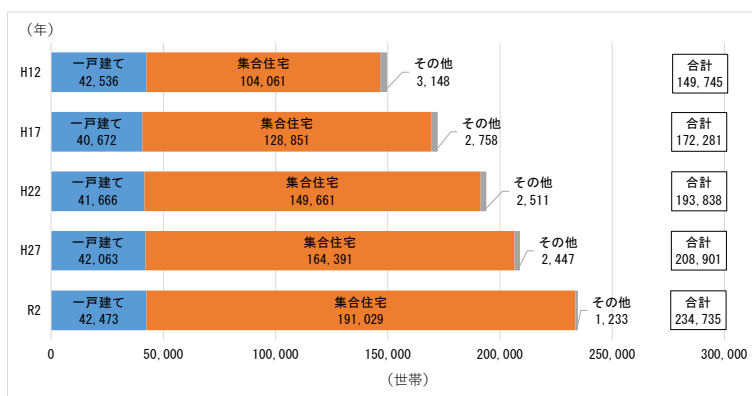


図2-6 住居形態の推移

(3) 事業所の状況

業種別の事業所数は、「卸売業・小売業」が最も多く、次いで「宿泊業・飲食サービス業」、「不動産業・物品賃貸業」となっており、この3業種で概ね5割を占めています。

また、従業者数別の事業所数は、「1～4人」が最も多く5割を超えています。

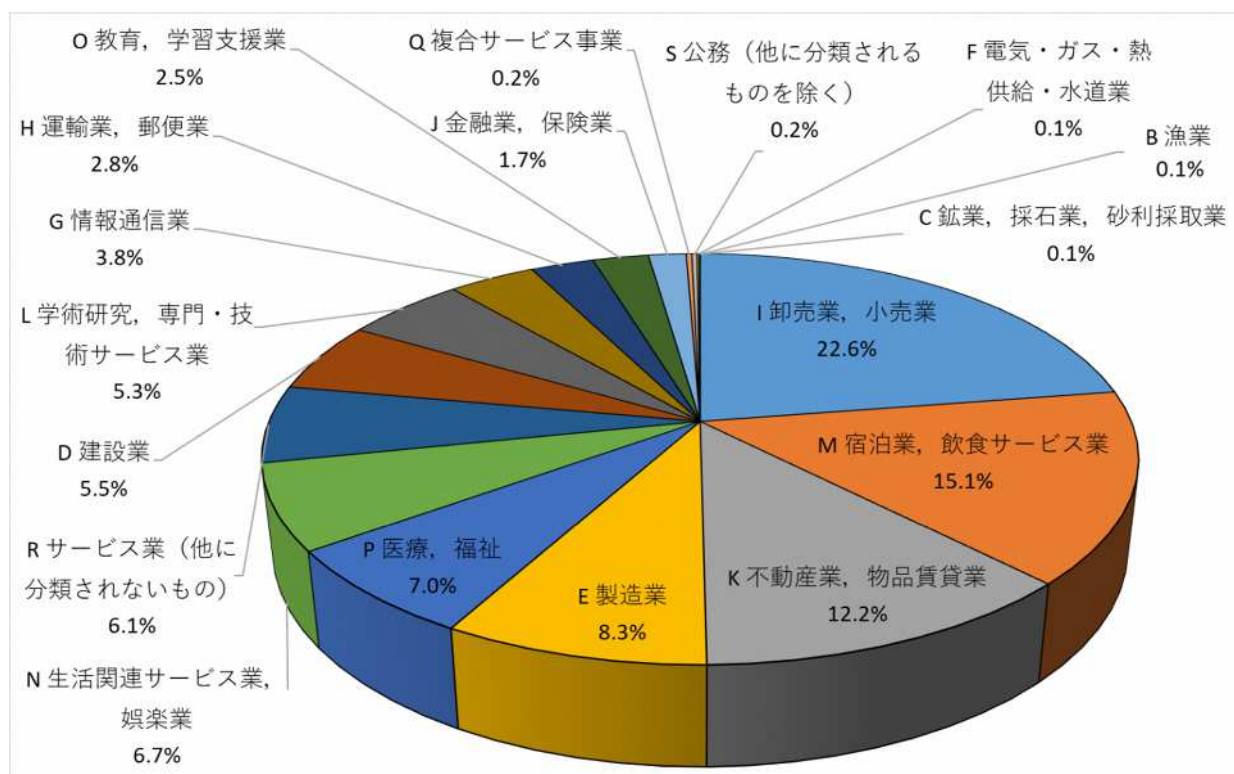


図2-7 業種別の事業所の割合

(出典：令和元年経済センサス 基礎調査 総務省統計局)

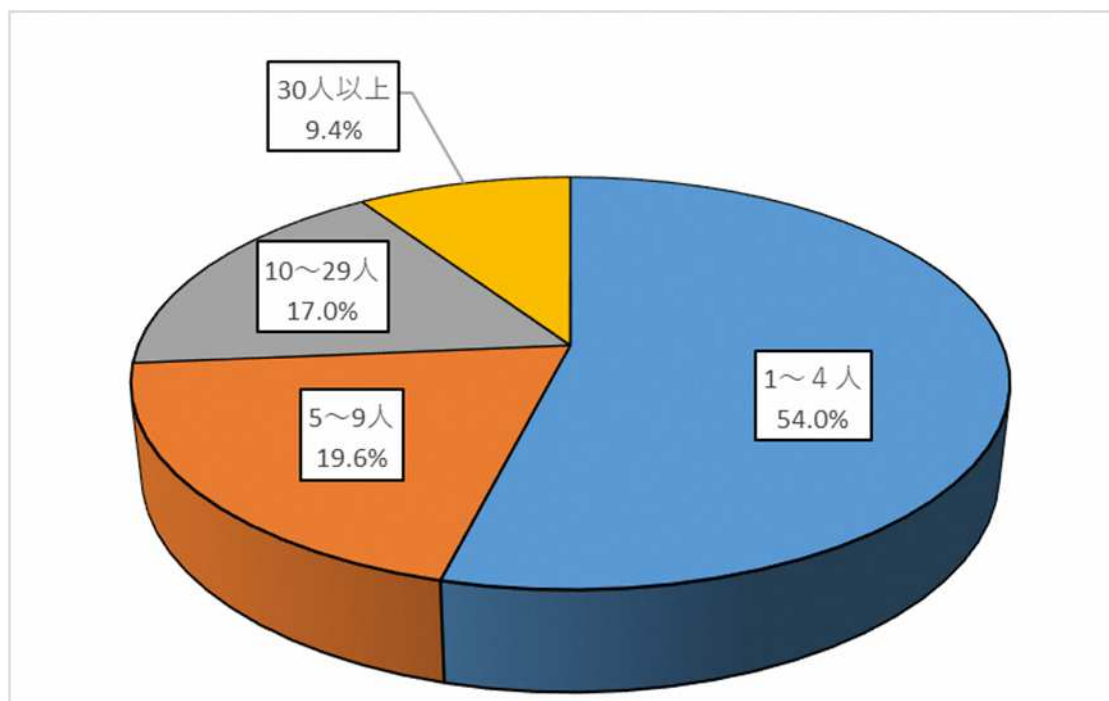


図2-8 従業者数別の事業所の割合

(出典：令和元年経済センサス 基礎調査 総務省統計局)

2.2 資源・ごみの処理フロー／各清掃施設

(1) 資源の処理フロー

資源の処理フローは図2-9に示すとおりです。

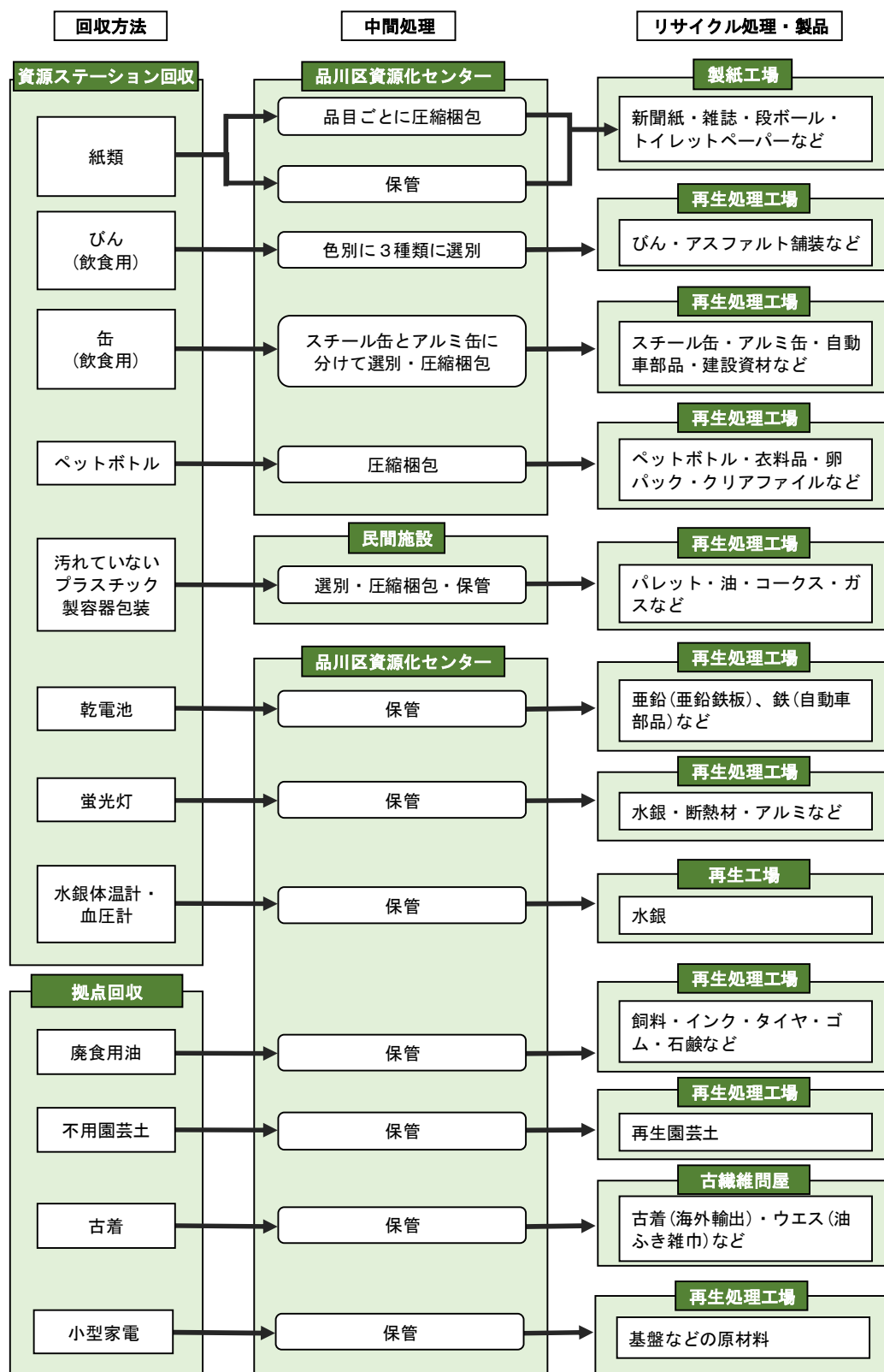


図2-9 資源の処理フロー

【品川区資源化センター】



区が資源物として回収した「古紙・びん・缶・ペットボトル、乾電池その他資源物」を選別、圧縮、梱包、保管する施設です。

所在地：品川区八潮1-4-1

敷地面積：約 2,387 ㎡

施設規模：古紙 115.0 t/日 びん 16.5 t/日 スチール缶 5.1 t/日
アルミ缶 1.5 t/日 ペットボトル 5.1 t/日



(2) ごみの処理フロー

家庭から出るごみの処理フローは図2-10に示すとおり、収集・運搬を品川区が行い、中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合で23区が共同処理を行っています。中間処理施設から出る焼却灰や資源化できない不燃物等は東京都が管理する中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場で最終処分しています。

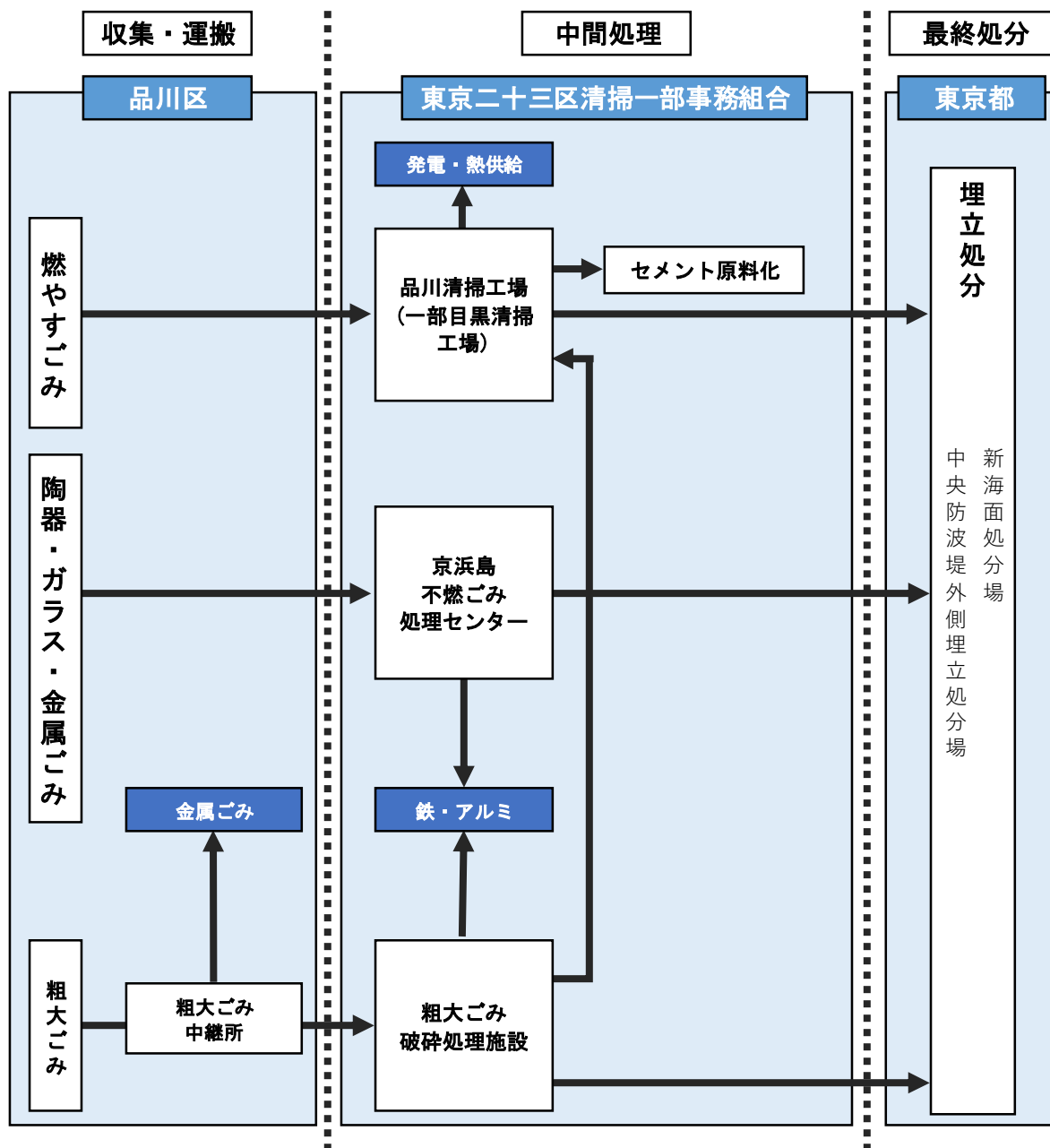


図2-10 収集ごみの処理フロー図

【品川清掃工場】



区が収集した「燃やすごみ」を焼却する施設で、ごみ焼却で発生する熱を利用し発電を行うほか、高温水は熱供給事業者に送り、八潮団地内の空調、各種の熱源に利用されています。

所在地：品川区八潮1-4-1

処理能力：600 t/日（300 t/日×2炉）

発電設備：出力約 15,000kW

（出典：東京二十三区清掃一部事務組合 HP）

【京浜島不燃ごみ処理センター】



区が収集した「陶器・ガラス・金属ごみ」を処理する施設で、鉄、アルミニウムを機械選別で取り出し再資源化するほか、資源化物を回収した残りのごみを破碎するなど、不燃ごみの容積を減らしています。

所在地：大田区京浜島3-7-1

処理能力：8 t/時間×4系列

（出典：東京二十三区清掃一部事務組合 HP）

【粗大ごみ破砕処理施設】



区が収集した「粗大ごみ」を処理する施設で、鉄、アルミニウムを機械選別で取り出し再資源化するほか、資源化物を回収した残りのごみを破砕するなど、不燃ごみの容積を減らしています。

所在地：江東区海の森2-4-79

処理能力：32.1 t / 時間×2系列

(出典：東京二十三区清掃一部事務組合 HP)

【中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場】



区が収集し、清掃一組の処理施設で処理を行ったごみの焼却灰や資源化できない不燃物などを埋め立て処分する施設です。この廃棄物埋立処分場では、23区および東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や、都内の中小事業者が排出する産業廃棄物の一部を埋立処分しています。現在、廃棄物の埋立ては、中央防波堤外側埋立処分場（その2）および新海面処分場 B ブロックで行われています。

中央防波堤外側処分場

所在地：江東区海の森3丁目地先

敷地面積：約 1,990,000 m²

新海面処分場

所在地：江東区海の森3丁目地先

敷地面積：約 3,190,000 m²

(出典：東京都環境局 HP)

2.3 資源・ごみ量の推移

(1) 資源回収量の推移

資源回収量は減少傾向で推移していましたが直近2年間は増加し、令和3（2021）年度で25,131t/年となっています。内訳をみると資源回収ステーション回収および拠点回収は横ばいで推移し、集団回収が減少傾向となっています。

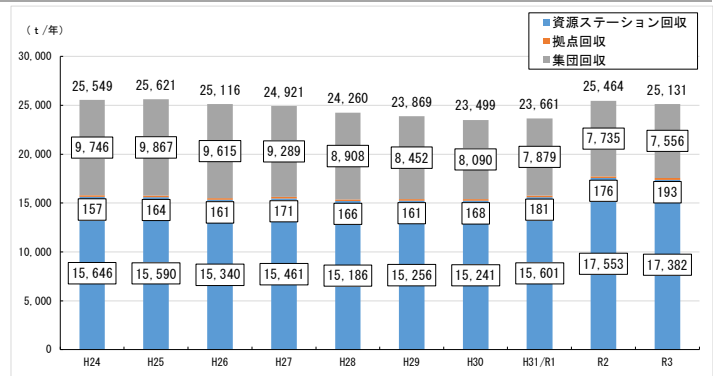


図2-11 資源回収量の推移

(2) 資源化率の推移

資源化率は横ばいで推移し令和3（2021）年度で25%となっています。

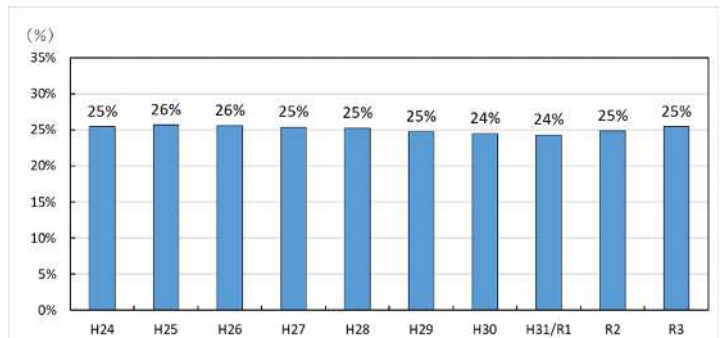


図2-12 資源化率の推移

(3) 収集ごみ量の推移

区収集ごみ量は横ばい傾向で推移しており、令和2（2020）年度はコロナ禍の影響により増加していますが、令和3（2021）年度では令和元（2019）年度（73,664t/年）とほぼ同等の73,701t/年となっています。

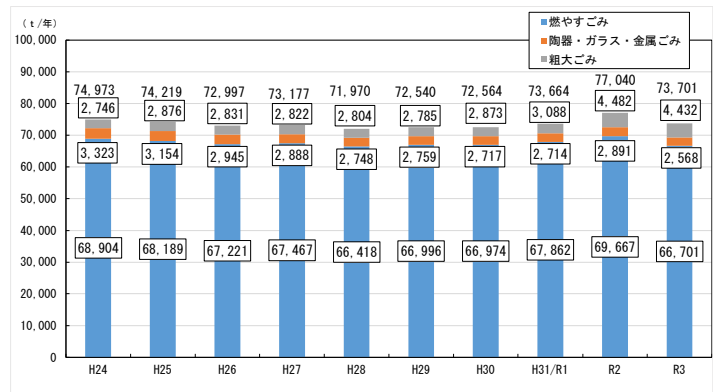


図2-13 収集ごみ量の推移

(4) 1人あたりの区収集ごみ量の推移

区民1人あたりの収集ごみ量は概ね減少傾向にあり平成24（2012）年度の560g/人・日から61g/人・日減少し令和3（2021）年度で499g/人・日となっています。

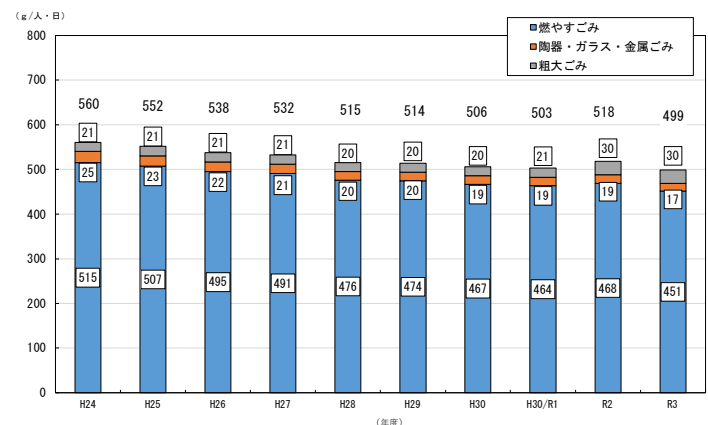


図2-14 1人あたりの区収集ごみ量の推移

2.4 資源・ごみ量の将来推計

資源・ごみの将来における排出量の推計結果を表2-1、図2-14および図2-15に示します。将来推計値は、第四次計画の目標値を達成することを前提とし、中間目標年度および最終目標年度の目標値に向けた指標として算出しました。

表2-1 資源・ごみの将来排出量の推計結果

資源回収量 (t/年)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
資源ステーション回収	17,476	17,736	17,983	18,551	20,095	19,964	20,150	20,773	21,251	22,671
拠点回収	194	197	200	206	223	222	224	231	236	252
集団回収	7,597	7,710	7,817	8,064	8,735	8,679	8,759	9,030	9,238	9,855
資源回収量 合計	25,267	25,643	26,000	26,821	29,053	28,865	29,133	30,034	30,725	32,778
収集ごみ量 (t/年)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
燃やすごみ	65,081	64,367	63,620	62,419	59,915	59,527	58,686	57,761	56,455	53,898
陶器・ガラス・金属ごみ	2,506	2,478	2,449	2,403	2,307	2,292	2,259	2,224	2,174	2,075
粗大ごみ	4,324	4,277	4,227	4,147	3,981	3,955	3,899	3,838	3,751	3,581
収集ごみ量 合計	71,911	71,122	70,296	68,969	66,203	65,774	64,844	63,823	62,380	59,554
数値目標の対象区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
区民1人1日あたりの収集ごみ量(g/人・日)	485	477	469	458	437	432	425	414	403	384
資源化率 (%)	26.0	26.5	27.0	28.0	30.5	30.5	31.0	32.0	33.0	35.5
総人口 (人) (品川区による推計値)	406,145	408,588	410,851	412,992	415,053	416,798	418,390	422,442	423,705	424,920

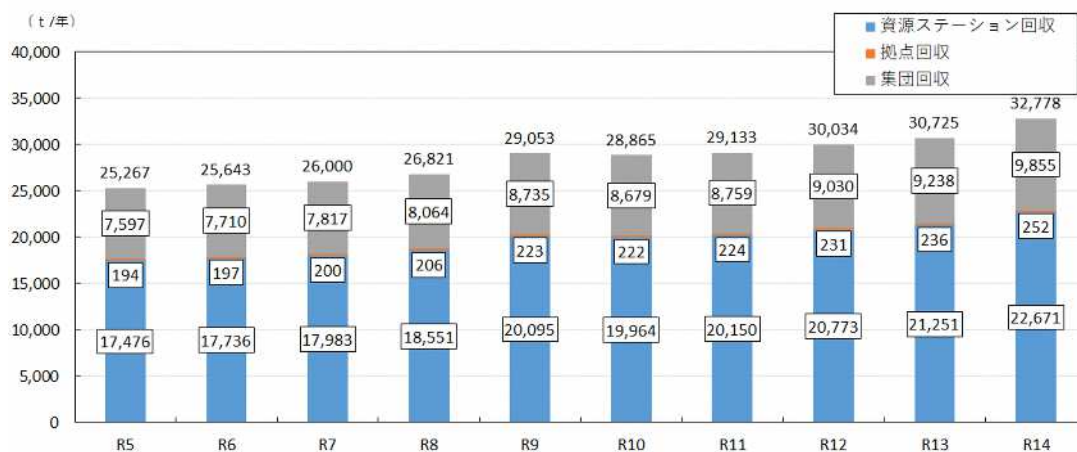


図2-15 資源の将来排出量の推計結果

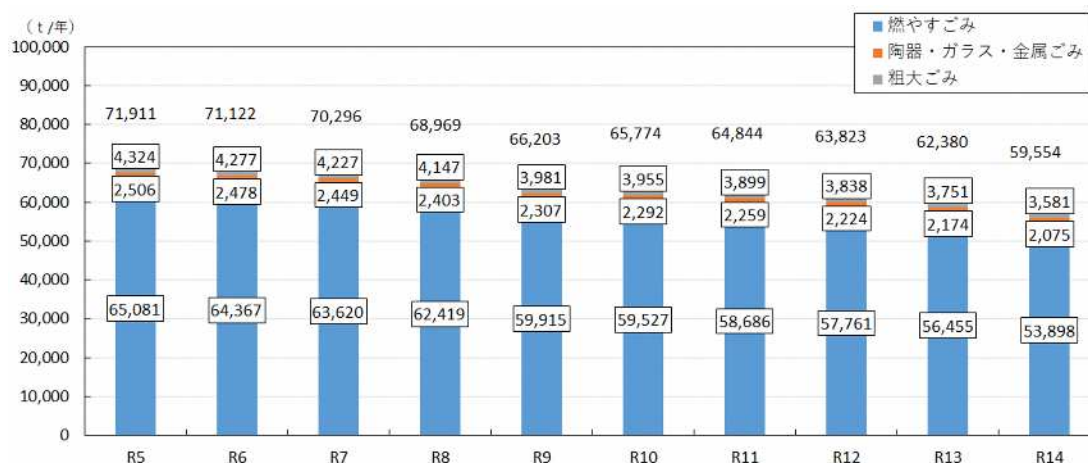


図2-16 収集ごみの将来排出量の推計結果

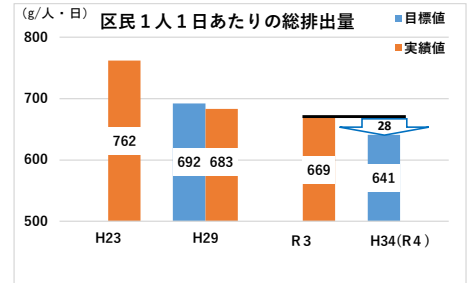
2.5 前回計画（第三次）の達成度

計画の達成状況は以下に示すとおり、令和3（2021）年度の実績と目標値を比較した場合、すべての指標で未達成となっています。

区民1人1日あたりの総排出量 目標値：641(g/人・日)

令和3（2021）年度は669(g/人・日)でした。基準年（平成23（2011）年）から93(g/人・日)減少していますが、目標値まで28(g/人・日)の削減が必要でした。

ごみの資源化が進まなかったことと、区民への分別の周知不足と考えられます。

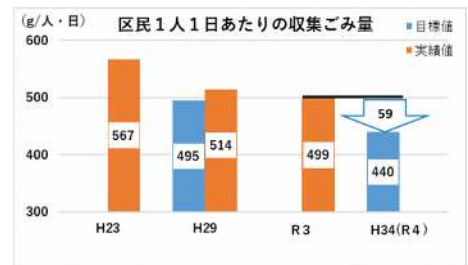


総排出量の達成状況

区民1人1日あたりの収集ごみ量 目標値：440(g/人・日)

令和3（2021）年度は499(g/人・日)でした。基準年から68(g/人・日)減少していますが、目標値まで59(g/人・日)の削減が必要でした。

生ごみは減少したものの、紙ごみ類は増加しており、区民へのごみ分別の周知が不十分であったと考えられます。

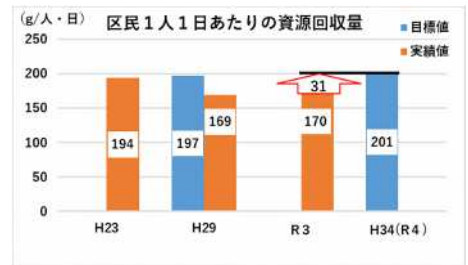


収集ごみ量の達成状況

区民1人1日あたりの資源回収量 目標値：201(g/人・日)

令和3（2021）年度は170(g/人・日)でした。基準年から24(g/人・日)の減少となっていますが、目標値まで31(g/人・日)の増加が必要でした。

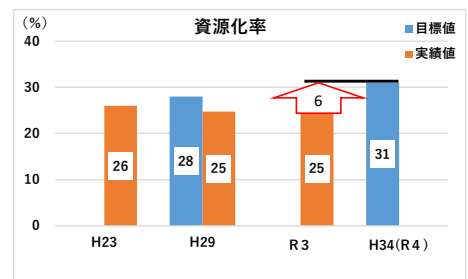
資源分別の複雑さから、ごみから資源への移行が進まず、また資源品目自体の拡充困難が要因であると思われます。



資源回収量の達成状況

資源化率 目標値：31(%)

令和3（2021）年度は25%でした。基準年から1%の減少となっています。目標値まで6%の増加が必要でした。さらなるごみの分別の周知徹底、新たなリサイクル手法を確立し、資源回収品目の拡充を進める必要があります。



資源化率の達成状況

2.6 清掃事業に関わるコスト

令和3（2021）年度に要したごみの処理や資源化の経費は、66億377万円で、廃棄物処理手数料や資源売却等の清掃事業に関する収入7億1,143万円を差し引いた区民一人あたりのコストは14,557円（年額）となっています。

清掃事業にかかる経費は、年間約66億円

人件費等	1,834,798 千円
清掃管理費	1,794,887 千円
収集運搬作業費	1,440,424 千円
リサイクル事業費	1,533,656 千円
合 計	6,603,765 千円

清掃事業に関する収入は、年間約 7.1 億円

手数料収入	410,234 千円
リサイクル資源売却収入等	291,647 千円
不用品売却収入	6,240 千円
土地建物使用料等	3,300 千円
合 計	711,421 千円

ごみ・資源の収集量は、年間約9万8千t

収集ごみ量	73,701 t /年
資源回収量	25,131 t /年
合 計	98,832 t /年

清掃事業に関する区民1人あたりの負担額は、年間約 14,557 円

人口（令和3年10月1日現在）	404,798 人
区民1人あたり	14,557 円
ごみ1kgあたり	64 円
資源1kgあたり	50 円

2.7 課題

(1) 最終処分場延命

清掃事業が東京都から区に移管されて以降、区ではごみの各戸収集や資源回収品目の充実など独自の取り組みを実施してきました。

こうした取り組みや、区民の皆様の資源・ごみの分別へのご協力により、ごみ量は着実に減少しています。

品川区のごみは中間処理を経て、最終的に東京都の「中央防波堤外側埋立処分場」と、「新海面処分場」に埋め立てられます。

廃棄物の適正処理が進み、搬入量は減少していますが、現在の搬入量で推移した場合、処分場埋め立ての寿命は約50年とされています。今後新たな処分場として活用可能な場所は見つかりません。

そのため、今まで以上に排出するごみを減らし、処分場への搬入量を減らすことで、今ある処分場を約50年間で埋め立て終了とすることなく、できる限り延命することが重要です。



(出典：東京都環境公社 HP)



(出典：東京都港湾局 HP)

(2) 資源循環型社会の構築

「循環型社会」とは、限りある資源を効率的に利用し、廃棄されるものを最小限に抑えるとともに、リサイクルなどで循環させながら将来にわたって持続して使い続けていく社会のことです。国は平成 30（2018）年6月に循環型社会の形成に向けて「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を掲げています。

これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄の時代を払拭し、むしろ、「ごみ・廃棄物」という概念が無くなるような循環型社会を目指すためには、排出するものを効率よくリサイクルするための品目や分かりやすい分別方法の確立、効率的な循環ルートづくりとその充実がこれまで以上に必要となります。

区は、前回計画において、資源回収品目の拡充などに取り組みましたが、資源化率の向上には至りませんでした。今後も循環型社会構築のため、さらなる分別の周知徹底や資源回収品目の拡充に努める必要があります。

・資源回収 取り組みの経過

平成 4 年 10 月	牛乳パック、アルミ缶、食品トレイ、古着、廃食用油の回収 新聞・雑誌・段ボール、びん、缶の回収を月2回実施
平成 10 年 10 月	新聞・雑誌・段ボール、びん、缶の回収を週1回へ
平成 15 年 7 月	ペットボトルモデル実施 乾電池回収
平成 16 年 10 月	ペットボトル回収 正式に開始 紙パック、紙箱回収
平成 20 年 10 月	容器包装プラスチック、蛍光灯（割れていないもの）回収
平成 23 年 4 月	不用園芸土回収
平成 24 年	「雑紙」という品目設定
7 月	水銀体温計・血圧計回収
平成 25 年	「雑紙」を「雑がみ」に変更
平成 25 年 10 月	小型家電回収
平成 30 年	雑がみ回収について報奨金を支給
令和 元 年 11 月	蛍光灯(割れているもの)回収を追加
令和 4 年 10 月	粗大ごみのリユースを開始



・資源化率のグラフ



(3) 事業系ごみの削減

令和3（2021）年度の大規模建築物の再利用計画書において、リサイクル率は62.4%でした。この中で、「その他の紙類」の多くが燃えるごみとして処分されているためにリサイクル率が低く、解決するには3Rの推進と排出指導を行うことが必要です。また、リサイクル率向上可能な品目は業種や事業形態によって異なるため、事業所とその従業員がより主体的に発生抑制と資源化に取り組めるよう、業種、事業形態に応じた啓発・支援をする必要があります。

小規模事業者は家庭ごみと同様に区が収集をしていますが、有料ごみ処理券の貼付が8割程度（令和4（2022）年8月実施：品川区一般廃棄物排出実態調査による）にとどまっている現状があります。公平性を保つため貼付指導強化をするとともに、3Rの推進と適正排出を指導することで、ごみの減量と事業者の廃棄物費用負担の適正化を図っていく必要があります。

大規模建築物再利用計画書集計（令和3年度）

		発生量(t)	再利用量(t)	処分量(t)	再利用率(%)
紙類	①コピー・OA用紙	1881.8	1739.3	142.5	92.4%
	②(内 機密文書)	945.6	910.4	35.2	96.3%
	③雑誌・パンフレット色付き紙	1365.5	1352.8	12.8	99.1%
	④新聞紙・折込チラシ	332.2	321.9	10.3	96.9%
	⑤段ボール	7051.3	6992.2	59.1	99.2%
	⑥ミックスペーパー	2026.3	1755.3	271	86.6%
	⑦その他の紙類	6197.2	847.0	5350.2	13.7%
	紙類計(①～⑦)	18854.3	13008.4	5845.9	69.0%
	⑧厨芥(茶殻、残飯等の生ごみ)	5805.0	1615.9	4189.1	27.8%
	⑨木・草・繊維等	2742.6	587.5	2155.1	21.4%
	その他計(⑧+⑨)	8547.7	2203.4	6344.3	25.8%
	可燃物{一般廃棄物}計1～9の合計	27402.0	15211.8	12190.2	55.5%
	不燃{焼却不適物}	11248.3	9065.4	2182.9	80.6%
	特定の事業活動に伴う可燃物	531.8	177.6	354.2	33.4%
		39182.1	24454.8	14727.3	62.4%

事業系有料ごみ処理券貼付状況分析調査結果

処理券 貼付有無	処理券 容量	燃やすごみ		陶器・ガラス・金属ごみ		合計	
		個数(個)	割合(%)	個数(個)	割合(%)	個数(個)	割合(%)
貼付有	10リットル	18	8.3	9	15.3	27	9.8
	20リットル	20	9.2	11	18.6	31	11.2
	45リットル	128	59.0	22	37.3	150	54.3
	70リットル	3	1.4	0	0.0	3	1.1
	小計	169	77.9	42	71.2	211	76.4
貼付なし		48	22.1	17	28.8	65	23.6
合計		217	100.0	59	100.0	276	100.0

（出典：品川区一般廃棄物排出実態調査）

(4) 環境衛生保持

・地域における適正排出の推進

令和4年品川区ごみ排出実態調査報告書では、8割以上の区民が街の清潔さで「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えています。地域においてごみの適正排出は、きれいな街づくりの観点から重要です。

・区民への広報・普及活動

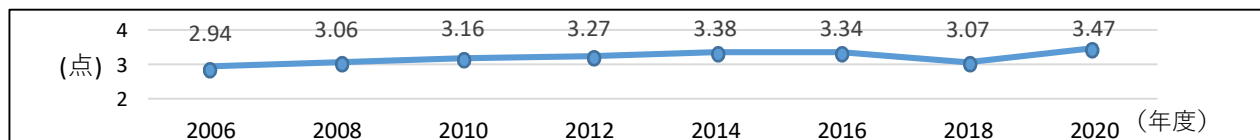
品川区では排出指導を専門としたチーム「しながわ きれいにする象」を発足させ、資源回収ステーションの巡回や不適正排出者へのきめ細やかな指導と啓発を行っています。区民・事業者・区が一体となって環境衛生の意識を高め、家庭廃棄物の適正な分別、小規模事業者の事業系廃棄物の適正な排出を啓発していく必要があります。

区では区民に対し「資源・ごみの分け方・出し方」を作成、配布を行っています。小規模事業者には事業系廃棄物の適正排出の情報提供を行っています。また、区内にはさまざまな国籍の外国人が居住し生活様式も異なり、ごみの不適正排出につながる場合があります。区からの情報を正確に伝えるため、スマートフォンアプリなどあらゆる媒体を用いて発信、活用していく必要があります。

・効率的な環境負荷の少ない収集運搬体制

ごみ収集や資源回収は、区民生活と切り離せない事業です。その区民生活の環境を保全するため、清掃車や資源回収車の低公害車両を導入・推進していくとともに、車両管理システムを導入し、効率的な収集体制の構築を図ります。また、清掃車・資源回収車の運転手に定期的な講習を行い、運転マナーの向上を図ります。これにより区民生活の安全・安心を高めていきます。

品川区世論調査（生活環境に関する評価「まちの清潔さは」）より抜粋



不法投棄の件数

単位：台

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
エアコン	2	1	0	3	0
テレビ	27	33	22	14	20
冷蔵庫(冷凍庫含)	7	5	5	4	2
洗濯機（乾燥機含）	23	2	2	4	4
パソコン	8	11	9	7	5
電気・ガス・石油器具	228	181	213	134	123
OA器具	29	12	16	4	11
趣味用品	30	18	10	12	10
その他	156	242	319	216	179
計	725	1,039	1,317	750	679

2.8 コラム

(1) 最終処分場問題

コラム

“国内の最終処分場の寿命はあと 20 年あまり” (※東京都の残余年数は約 50 年)

令和3（2021）年度に環境省が発表した国内の最終処分場の残余年数は 21.4 年となっています。

“最終処分場”とは、不用品のうちリユース（再使用）、リサイクル（再資源化）が困難なものを処分するための施設のことで、ごみ処分場、ごみ埋立地などと呼ばれることもあります。

“残余年数”とは、現在稼働している最終処分場が満杯になるまでの残り期間の推定値です。つまり、このままの状況が続けばあと 20 年あまり（東京都処分場は約 50 年）で、最終処分ができなくなり、ごみが溢れることとなります。

下図は最終処分場の残余容量と残余年数の推移を示したグラフです。これによると残余容量は減少を続け、残余年数は増加から横ばいへと推移していることがわかります。

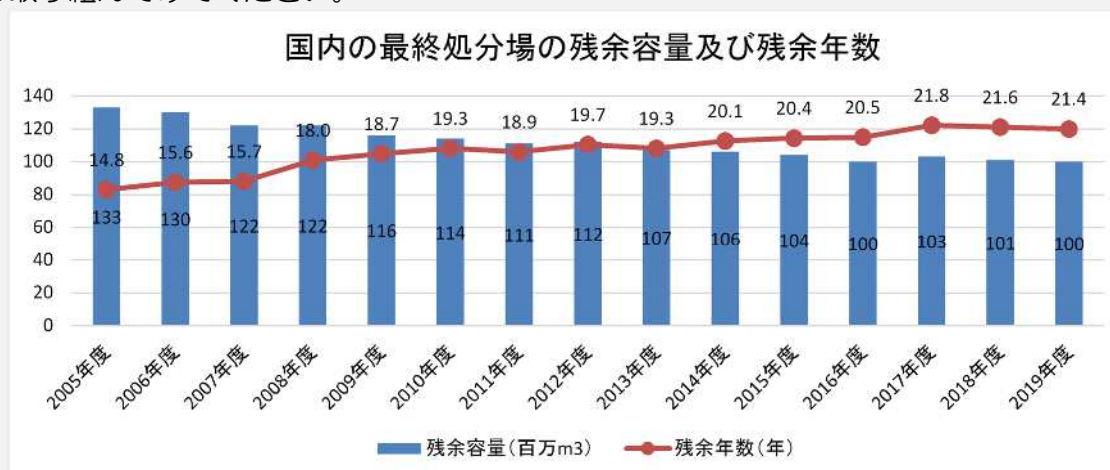
これは、1 つ目に、残余容量の推移からこの 15 年間に新設や増設による最終処分場の容量が増加することがほとんどなかったこと。2 つ目に残余年数の推移から最終処分量は減少していることを示していると考えられます。

最終処分場は、環境保全の観点から、汚水の外部流出や地下水汚染、廃棄物の飛散・流出、ガスの発生等を防止するために設備や構造がしっかり整えられているものの、近隣住民の理解を得るのは難しいのが現状です。このため現在確保できている最終処分場をできるだけ長く使うことが重要となります。

わたしたちが今すぐ取り組めることは、なんでしょうか？

「ごみを出さない」生活を心がけ、自分ができるリサイクルを考えることが重要ではないでしょうか。

ぜひこの機会に、ごみを増やさないために自分ができることを考え、簡単なことから取り組んでみてください。



(出典：令和3年度版環境・循環型社会・生物多様性白書 環境省)

(2) 清掃工場不適正搬入・老朽化問題

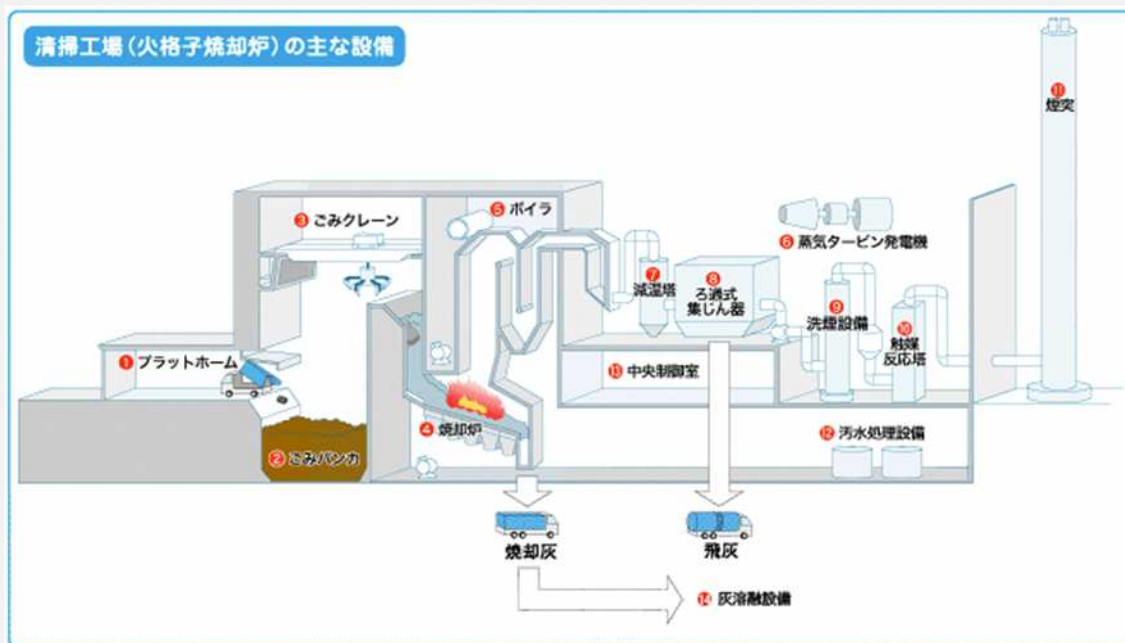
コラム

清掃工場に搬入された可燃ごみの中には、金属やガラスなどの焼却に適さないものや、清掃工場の処理能力を超える大きさのものが混ざっていることがあります。

このような不適正搬入物の混入があると、焼却炉の停止や故障の原因となり、復旧のため多額の費用や日数がかかります。そのため、ごみの受け入れが困難となり、ごみの収集・運搬に支障が生じ、23区全体のごみ処理に重大な影響を及ぼします。

また、老朽化などにより清掃工場を建て替えるには、準備から工事完了まで約10年間を要します。清掃工場の耐用年数は、延命化のための整備を導入する施設については40年を目標としています。しかしながら、不適正搬入による故障が多くなると、清掃工場の耐用年数も短くなる可能性があります。

各清掃工場では不適正搬入による焼却炉の停止を防ぐとともに耐用年数を確保し、長期間安定したごみ処理を行うため、搬入物検査の強化や啓発活動を実施し、不適正ごみの搬入防止に努めています。



(出典：東京二十三区清掃一部事務組合 HP)

(3) 啓発・区民意識向上

コラム

○これまでの取り組み

<情報発信方法>

区は、情報発信のツールとして広報紙や区のホームページ、SNS、「資源・ごみの分け方・出し方」冊子やリサイクル情報誌などを活用し、区民に向けてごみの分別や資源としての分け方、排出方法の周知に努めてきました。また、イベントや環境学習を通して直接区民への働き掛けも行っています。



<子ども向け周知>

環境学習では、子どもたちが間近で清掃車を見たり、ゲーム等を交えて楽しく日々の清掃事業について学びます。小学生向けには、4年生への啓発冊子配布、リサイクルポスター展への作品制作依頼、ごみ資源追っかけ隊の実施などの環境学習を実施しています。

<審議会・推進員の協力>

区民からの要望や意見を反映させた清掃事業の運営にあたっては、区長の附属機関として設置する「品川区廃棄物減量等推進審議会」からの答申や、町会・自治会からの推薦および希望する区民による「廃棄物減量等推進員」の活動から寄せられる貴重な意見を取り入れています。区民の目線からの意見・要望を、日々の清掃事業に反映させるとともに、地域への情報提供の場としても活用しています。



審議会の様子



推進員研修会

○現状

令和4年品川区ごみ排出実態調査報告書では、「ごみの分別区分の満足度」を聞いた設問には92.2%の方が「満足」「どちらかといえば満足」と回答しており、分別の区分については区民の理解が得られていると解釈できます。

一方で、「ごみの情報公開・提供の満足」では55.9%の方が「満足」「どちらかといえば満足」と回答しており、割合は半分を少し超えた程度です。これまで区が行ってきた周知・啓発の取り組みは、改めて手法を見直す必要があります。

「清掃・リサイクル事業で必要なこと」の設問は、65.0%がPRの充実を求めている、これまで以上の情報発信が必要です。

○今後に向けて

アンケートの結果からは、区民はより一層の資源・ごみの分別について周知・啓発を求めていることがわかります。SNSなどの情報ツールをこれまで以上に活用するとともに、様々な手法を用いて、区民一人ひとりにタイムリーな情報発信に努めていく必要があります。

(4) スプレー缶等を起因とした車両火災

コラム

品川区の家庭ごみ収集において、収集中に車両が炎上してしまった事故が多発しています。車両火災は平成 19（2007）年から令和 3（2021）年までの期間に 28 件起きており、主な原因は中身の残ったスプレー缶やリチウムイオン電池の入ったスマートフォンなどのごみへの混入です。

車両火災の原因となる混入物の内訳は、スプレー缶・ライターが最も多く 10 件です。また、平成 28（2016）年からは、リチウムイオン電池による火災が 4 件発生しており増加傾向にあります。これらの危険物は、収集・運搬の過程だけでなく中間処理施設においても火災の原因として問題となっているため、排出者へ更なる周知が求められています。

品川区では、区のホームページや「ごみ・リサイクル通信」、「資源・ごみの分け方・出し方」等を通じて、広く区民の皆様に危険性についての説明と徹底した分別をお願いしてきました。車両火災があった際には、排出したと思われる地域をある程度特定し、周辺に適正な排出方法の周知と注意喚起のための排出指導をおこなっています。

収集作業時には、作業員が混入した危険物を一つ一つ手作業で分けています。小型充電式電池は区では処分出来ず、受け入れ先も限られるため、家庭ごみの中に入れてしまうという状況があり、これらは解決しなければならない喫緊の課題となっています。

